

事 務 連 絡  
平成28年5月17日

全国デイ・ケア協会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年熊本地震の被災者に係る介護保険サービスの提供について

これまで熊本地震により被災した要介護高齢者等への対応等に関して、介護保険サービスの弾力的運用に関する各種通知等をお示しているところですが、被災した要介護者等が避難先の自治体で必要な介護保険サービスが円滑に提供されるよう、これまでに発出した関連通知等の一覧について、改めてお示しすることとし、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部局あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

別添

事務連絡  
平成28年5月17日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部局 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

### 平成28年熊本地震の被災者に係る介護保険サービスの提供について

平成28年熊本地震により被災した要介護者等への必要な介護保険サービスの提供については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

これまで熊本地震により被災した要介護高齢者等への対応等に関して、介護保険サービスの弾力的運用に関する各種通知等をお示しているところですが、被災した要介護者等が避難先の自治体で必要な介護保険サービスが円滑に提供されるよう、これまでに発出した関連通知等の一覧を別紙のとおり改めてお示しすることとしますので、管内市町村、関係団体、サービス事業所等に周知願います。

別紙のリストは、厚生労働省のHP（ホームページ※）にも掲載し、随時更新していきます。

※厚生労働省HP「熊本地震の被災者の方々に 介護保険サービスを提供する際の柔軟な制度運用について（事務連絡等一覧）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123214.html>

なお、「平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（平成28年4月22日付け事務連絡）において連絡したとおり、避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して、居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能です。この場合において、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合も、これまでのサービスとして介護報酬の対象とすることが可能です。

(別紙)

<介護保険サービスの弾力的運用に関する関連通知等の一覧>

| 発出日   | 通知名                                  | 内容(概要)   |
|-------|--------------------------------------|--|
| 4月15日 | 災害により被災した要介護高齢者等への対応について             | <ul style="list-style-type: none"><li>・実態把握に努めていただくと共に、避難対策や介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。</li><li>・介護保険施設などの介護サービスは災害による定員超過利用が認められています。</li></ul>                                |
| 4月17日 | 災害により被災した要介護(支援)高齢者の介護保険施設等の利用について   | <ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険施設等の定員超過については、災害等による定員超過利用が認められています。</li><li>・要支援高齢者はこれまでと同様に介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用できます。</li></ul>                                |
| 4月18日 | 平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問看護基本療養費、訪問看護費については、条件により、訪問看護指示書に記載された有効期間を超えた場合等であっても算定ができます。</li><li>・避難所や避難先の家庭等で生活している場合においても、訪問看護を行った場合については、条件により算定ができます。</li></ul> |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 4月18日 | 平成28年(2016年)<br>熊本地震の被災者に係る被<br>保険者証の提示等について                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災された方が被保険者証等を消失したり、家においたまま避難していることにより被保険者証等の提示ができない場合でも、氏名、生年月日、ご住所、負担割合を申し立てていただき、介護サービスを利用することができます。</li> <li>・今回の地震の影響で、被保険者証が提示できない場合においても、要介護認定の更新等の申請ができます。また、市町村の判断により要介護認定申請前にも、介護サービスを利用できる場合があります。</li> <li>・要介護認定の申請を行った後、今回の地震の影響により認定を受けられていない場合も、暫定ケアプランによりサービスを受けられます。</li> <li>・要介護認定の有効期間の満了前に更新申請ができない場合も、引き続きサービスを受けられます。</li> </ul> |
| 4月19日 | 平成28年(2016年)<br>熊本地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に人員基準を満たすことができない場合でも柔軟な取扱いができます。</li> </ul>   |
| 4月20日 | 平成28年(2016年)<br>熊本地震及びそれに伴う災害に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続きについて | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村の被災者が避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合は、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等、柔軟に取り扱うことができます。</li> </ul>   |
| 4月20日 | 平成28年(2016年)<br>熊本地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災被保険者が転出証明書の提出ができず他市町村に転出した場合でも、介護保険の被保険者資格認定を転出先市町村において取得することができます。</li> </ul>   |
| 4月22日 | 平成28年(2016年)<br>熊本地震及びそれに伴う災害における介護報酬等の取扱いについて                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護報酬については、被災を理由に一時的に算定要件を満たさなくなった場合であっても加算の算定を可能とするなど、柔軟に対応することができます。</li> </ul>   |

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 4月22日 | 平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスにかかる利用料の支払いが困難な方で熊本県内の市町村の介護保険に加入されている方については、一定の要件のもと、利用料の支払いを猶予・免除することができます。</li> </ul>  |
| 4月22日 | 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地においては、居宅介護支援事業者等と連携しつつ必要なサービス提供に繋がるよう支援をお願いします。</li> <li>・居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱いについて、介護支援専門員がやむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合に減算を行わないなど、柔軟な取扱いを行うことができます。</li> </ul> |
| 4月25日 | 平成28年度熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した認知症など的高齢の要援護者について、老人福祉施設での受け入れ等を行う場合に、適切な福祉サービス等が提供されるよう広域的調整体制を構築するなどの考えられる取組や、受け入れた際の費用の特例措置を紹介しています。</li> </ul>  |
| 5月2日  | 平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月の介護サービス提供に関し、被災によりサービス記録が失われた場合などに介護報酬の概算請求が行えます。</li> <li>・被保険者証を持ち合わせていない利用者を受け入れた場合の介護報酬の請求方法など、災害時の介護報酬の請求方法などを紹介しています。</li> </ul>                         |